

湖西市国民健康保険税の税率改定について

～所得別モデルケース～

湖西市 保険年金課 国保年金係

目次

目次

- 1 改定案（A・B案）
- 2 モデルケースによる試算①－1～4
- 3 モデルケースによる試算②－1～2

改定案（A・B案）

A案

令和8年度	税額（子ども・子育て分）	応能応益割合
所得割率	0.26%	54.76
均等割額	1,800円	45.24

B案

令和8年度	税額（子ども・子育て分）	応能応益割合
所得割率	0.25%	52.44
均等割額	1,900円	47.56

概要

	概要	特徴
A案	<ul style="list-style-type: none"> 所得割率 0.26% 均等割額 1,800円 一人あたりの年税額 3,412円 市全体の調定額31,141,950円 	<ul style="list-style-type: none"> 仮算定時点の標準的保険料率に概ね整合する所得割率および均等割額である。 B案と比較して、均等割額が低いことにより、低所得者の負担が軽減される。
B案	<ul style="list-style-type: none"> 所得割率 0.25% 均等割額 1,900円 一人あたりの年税額 3,427円 市全体の調定額31,281,600円 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割額がA案より100円高いことにより、A案より安定した収納が期待できる。 A案と比較して、所得割率が低いことにより高所得者の被保険者の負担が軽減される。

モデルケースによる試算①-1

ケース1 40代夫婦2人と10代子ども2人の世帯

	年齢	収入額	課税標準額
		総所得	
世帯主 (営業)	48		1,570,000円
		2,000,000円	
妻 (給与)	46	1,200,000円	120,000円
		550,000円	
子	19	0円	0円
子	15	0円	0円
合計			1,690,000円

所得 世帯主：営業所得200万円
妻：給与収入120万円→給与所得55万円

軽減判定 なし

課税標準額 世帯主：200万円－43万円（基礎控除）＝157万円
妻：55万円－43万円＝12万円
子ども2人：0円
世帯の課税標準額：169万円

A案

	医療保険分	後期 支援金分	介護保険分	子ども・ 子育て分
所得割額	169万円 ×5.9% =99,710円	169万円 ×2.1% =35,490円	169万円×1.8% =30,420円	169万円 ×0.26% =4,394円
均等割額	26,600円 ×4人 =106,400円	9,800円 ×4人 =39,200円	15,300円 ×2人 =30,600円	1,800円 ×3人 =5,400円
平等割額	21,800円	7,200円	—	—
合計 ※100円未満切捨	227,900円	81,800円	61,000円	9,700円 (一人2,425円)

・年間保険税額 380,400円
・一人あたり 95,100円

B案

	医療保険分	後期 支援金分	介護保険分	子ども・ 子育て分
所得割額	169万円 ×5.9% =99,710円	169万円 ×2.1% =35,490円	169万円×1.8% =30,420円	169万円 ×0.25% =4,225円
均等割額	26,600円 ×4人 =106,400円	9,800円 ×4人 =39,200円	15,300円 ×2人 =30,600円	1,900円 ×3人 =5,700円
平等割額	21,800円	7,200円	—	—
合計 ※100円未満切捨	227,900円	81,800円	61,000円	9,900円 (一人2,475円)

・年間保険税額 380,600円
・一人あたり 95,150円

モデルケースによる試算①-2

ケース1 40代夫婦2人と10代子ども2人の世帯

	年齢	収入額	課税標準額
		総所得	
世帯主 (営業)	48	1,150,000円	720,000円
妻 (給与)	46	1,000,000円 350,000円	0円
子	19	0円	0円
子	15	0円	0円
合計			720,000円

A案

	医療保険分	後期 支援金分	介護保険分	子ども・ 子育て分
所得割額	72万円 ×5.9% =42,480円	72万円 ×2.1% =15,120円	72万円 ×1.8% =12,960円	72万円 ×0.26% =1,872円
均等割額	(26,600円×4人) ×0.5 =53,200円	(9,800円×4人) ×0.5 =19,600円	(15,300円×2人) ×0.5 =15,300円	(1,800円×3人) ×0.5 =2,700円
平等割額	21,800円 ×0.5 =10,900円	7,200円 ×0.5 =3,600円	—	—
合計 ※100円未満切捨	106,500円	38,300円	28,200円	4,500円 (一人1,125円)

・年間保険税額 177,500円
・一人あたり 44,375円

所得

世帯主：営業所得115万円
妻：給与収入100万円→給与所得35万円

軽減判定

5割軽減

課税標準額

世帯主：115万円－43万円（基礎控除）＝72万円
妻：35万円－43万円＝0万円
子ども2人：0円
世帯の課税標準額：72万円

B案

	医療保険分	後期 支援金分	介護保険分	子ども・ 子育て分
所得割額	72万円 ×5.9% =42,480円	72万円 ×2.1% =15,120円	72万円 ×1.8% =12,960円	72万円 ×0.25% =1,800円
均等割額	(26,600円×4人) ×0.5 =53,200円	(9,800円×4人) ×0.5 =19,600円	(15,300円×2人) ×0.5 =15,300円	(1,900円×3人) ×0.5 =2,850円
平等割額	21,800円 ×0.5 =10,900円	7,200円 ×0.5 =3,600円	—	—
合計 ※100円未満切捨	106,500円	38,300円	28,200円	4,600円 (一人1,150円)

・年間保険税額 177,600円
・一人あたり 44,400円

モデルケースによる試算①-3

ケース1 40代夫婦2人と10代子ども2人の世帯

	年齢	収入額	課税標準額
		総所得	
世帯主 (営業)	48		3,720,000円
		4,150,000円	
妻 (給与)	46	1,000,000円	0円
		350,000円	
子	19	0円	0円
子	15	0円	0円
合計			3,720,000円

所得 世帯主：営業所得415万円
妻：給与収入100万円→給与所得35万円

軽減判定 軽減なし

課税標準額 世帯主：415万円－43万円（基礎控除）＝372万円
妻：35万円－43万円＝0万円
子ども2人：0円
世帯の課税標準額：372万円

A案

B案

	医療保険分	後期 支援金分	介護保険分	子ども・ 子育て分
所得割額	372万円 ×5.9% =219,480円	372万円 ×2.1% =78,120円	372万円 ×1.8% =66,960円	372万円 ×0.26% =9,672円
均等割額	26,600円 ×4人 =106,400円	9,800円 ×4人 =39,200円	15,300円 ×2人 =30,600円	1,800円 ×3人 =5,400円
平等割額	21,800円	7,200円	—	—
合計 ※100円未満切捨	347,600円	124,500円	97,500円	15,000円 (一人3,750円)

	医療保険分	後期 支援金分	介護保険分	子ども・ 子育て分
所得割額	372万円 ×5.9% =219,480円	372万円 ×2.1% =78,120円	372万円 ×1.8% =66,960円	372万円×0.25% =9,300円
均等割額	26,600円 ×4人 =106,400円	9,800円 ×4人 =39,200円	15,300円 ×2人 =30,600円	1,900円 ×3人 =5,700円
平等割額	21,800円	7,200円	—	—
合計 ※100円未満切捨	347,600円	124,500円	97,500円	15,000円 (一人3,750円)

・年間保険税額 584,600円
・一人あたり 146,150円

・年間保険税額 584,600円
・一人あたり 146,150円

モデルケースによる試算①-4

ケース1 40代夫婦2人と10代子ども2人の世帯

	年齢	収入額	課税標準額
		総所得	
世帯主 (営業)	48	6,150,000円	5,720,000円
妻 (給与)	46	1,000,000円 350,000円	0円
子	19	0円	0円
子	15	0円	0円
合計			5,720,000円

A案

	医療保険分	後期 支援金分	介護保険分	子ども・ 子育て分
所得割額	572万円 ×5.9% =337,480円	572万円 ×2.1% =120,120円	572万円 ×1.8% =102,960円	572万円 ×0.26% =14,872円
均等割額	26,600円 ×4人 =106,400円	9,800円 ×4人 =39,200円	15,300円 ×2人 =30,600円	1,800円 ×3人 =5,400円
平等割額	21,800円	7,200円	—	—
合計 ※100円未満切捨	465,600円	166,500円	133,500円	20,200円 (一人5,050円)

・年間保険税額 785,800円
・一人あたり 196,450円

所得

世帯主：営業所得615万円
妻：給与収入100万円→給与所得35万円

軽減判定

軽減なし

課税標準額

世帯主：615万円－43万円（基礎控除）＝572万円
妻：35万円－43万円＝0万円
子ども2人：0円
世帯の課税標準額：572万円

B案

	医療保険分	後期 支援金分	介護保険分	子ども・ 子育て分
所得割額	572万円 ×5.9% =337,480円	572万円 ×2.1% =120,120円	572万円 ×1.8% =102,960円	572万円×0.25% =14,300円
均等割額	26,600円 ×4人 =106,400円	9,800円 ×4人 =39,200円	15,300円 ×2人 =30,600円	1,900円 ×3人 =5,700円
平等割額	21,800円	7,200円	—	—
合計 ※100円未満切捨	465,600円	166,500円	133,500円	20,000円 (一人5,000円)

・年間保険税額 785,600円
・一人あたり 196,400円

モデルケースによる試算②-1

ケース2 60代夫婦2人世帯

	年齢	収入額	課税標準額
		総所得	
世帯主	69	2,000,000円	470,000円
		900,000円	
妻	66	1,000,000円	0円
		0円	
合計			470,000円

A案

	医療保険分	後期支援金分	介護保険分	子ども・子育て分
所得割額	47万円 ×5.9% =27,730円	47万円 ×2.1% =9,870円	—	47万円 ×0.26% =1,222円
均等割額	(26,600円×2人) ×0.5 =26,600円	(9,800円×2人) ×0.5 =9,800円	—	(1,800円×2人) ×0.5 =1,800円
平等割額	21,800円 ×0.5 =10,900円	7,200円 ×0.5 =3,600円	—	—
合計 ※100円未満切捨	65,200円	23,200円	0円	3,000円 (一人1,500円)

・年間保険税額 91,400円
・一人あたり 45,700円

所得 世帯主：年金収入200万円→年金所得90万円
妻：年金収入100万円→年金所得0万円

軽減判定 5割軽減

課税標準額 世帯主：90万円－43万円（基礎控除）＝47万円
妻：0円

世帯の課税標準額：47万円

B案

	医療保険分	後期支援金分	介護保険分	子ども・子育て分
所得割額	47万円 ×5.9% =27,730円	47万円 ×2.1% =9,870円	—	47万円 ×0.25% =1,175円
均等割額	(26,600円×2人) ×0.5 =26,600円	(9,800円×2人) ×0.5 =9,800円	—	(1,900円×2人) ×0.5 =1,900円
平等割額	21,800円 ×0.5 =10,900円	7,200円 ×0.5 =3,600円	—	—
合計 ※100円未満切捨	65,200円	23,200円	0円	3,000円 (一人1,500円)

・年間保険税額 91,400円
・一人あたり 45,700円

モデルケースによる試算②-2

ケース2 60代夫婦2人世帯

	年齢	収入額	課税標準額
		総所得	
世帯主	69	2,000,000円	470,000円
		900,000円	
妻	66	2,000,000円	470,000円
		900,000円	
合計			940,000円

所得 世帯主：年金収入200万円→年金所得90万円
妻：年金収入200万円→年金所得90万円

軽減判定 軽減なし

課税標準額 世帯主：90万円－43万円（基礎控除）＝47万円
妻：90万円－43万円（基礎控除）＝47万円

世帯の課税標準額：94万円

A案

	医療保険分	後期支援金分	介護保険分	子ども・子育て分
所得割額	94万円 ×5.9% =55,460円	94万円 ×2.1% =19,740円	—	94万円 ×0.26% =2,444円
均等割額	26,600円 ×2人 =53,200円	9,800円 ×2人 =19,600円	—	1,800円 ×2人 =3,600円
平等割額	21,800円	7,200円	—	—
合計 ※100円未満切捨	130,400円	46,500円	0円	6,000円 (一人3,000円)

・年間保険税額 182,900円
・一人あたり 91,450円

B案

	医療保険分	後期支援金分	介護保険分	子ども・子育て分
所得割額	94万円 ×5.9% =55,460円	94万円 ×2.1% =19,740円	—	94万円 ×0.25% =2,350円
均等割額	26,600円 ×2人 =53,200円	9,800円 ×2人 =19,600円	—	1,900円 ×2人 =3,800円
平等割額	21,800円	7,200円	—	—
合計 ※100円未満切捨	130,400円	46,500円	0円	6,100円 (一人3,075円)

・年間保険税額 183,000円
・一人あたり 91,500円